

特別障害者手当、障害児福祉手当とは、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して支給する手当です。

支給を受けるためには、要件に該当する必要があるほか、診断書などの必要書類を提出していただく必要があります。

なお、必要書類は、障害の種類などで変わりますので、支給を希望される方は、まず社会福祉課にお問い合わせください。

特別障害者手当

1 支給要件

- ①精神、または身体に重度の障害がある在宅の20歳以上の方。
※障害程度の要件についての詳細は、お問い合わせください。
- ②次の項目のいずれにも当てはまらない方。
 - Ⓐ障害者支援施設、障害者支援施設に類する施設(特別養護老人ホーム等)に入所している方。
 - Ⓑ病院、または診療所に継続して3か月を超えて入院している方。
 - Ⓒ本人、配偶者、扶養義務者の所得が限度額以上である方。

2 支給月額(平成31年度) 27,200円

3 支給時期 2月、5月、8月、11月(各月10日)
※それぞれ前月分までの3か月分を支給します。

障害児福祉手当

1 支給要件

- ①精神、または身体に重度の障害がある在宅の20歳未満の方。
※障害程度の要件についての詳細は、お問い合わせください。
- ②次の項目のいずれにも当てはまらない方。
 - Ⓐ政令で定める公的年金等を受けすることができる方。
 - Ⓑ障害児入所施設などの施設に入所している方。
 - Ⓒ本人、配偶者、扶養義務者の所得が限度額以上である方。

2 支給月額(平成31年度) 14,790円

3 支給月額 2月、5月、8月、11月(各月10日)
※それぞれ前月分までの3か月分を支給します。

所得制限 手当を受けようとする方やその配偶者、および扶養義務者の前年の所得が次の表の限度額以上である場合は、手当の支給を受けることができません。

扶養親族の数	本人の所得制限限度額	配偶者・扶養義務者・養育者の所得制度限度額
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

申請に必要な書類など、申請の詳細については、社会福祉課にお問い合わせください。

特別障害者手当・障害児福祉手当

問 健康福祉部社会福祉課(庁舎1階) 担当:細川ちひろ ☎43・0409

対象 市内に在住、在学、在勤の方で概ね10人以上の参加が見込まれる団体。

実施可能日時 月曜日～金曜日 9時～17時

実施可能場所 加東市内

講座メニュー(一部) 「消費者トラブル防止」「認知症サポーター養成講座」「生活習慣病を予防しよう」「上下水道の仕組み」「ニュースポーツの実施」など全36メニュー

申込締切 実施希望日の3週間前まで

申込方法 郵便、FAX、電子メール、持参

申込用紙 企画政策課、市立3公民館、市ホームページ

注意事項

- ①会場使用料、教材費、材料費などの講座に必要な費用は、申込団体の負担です。
- ②会場の手配や準備、当日の進行などは、申込団体で対応していただきます。
- ③各講座メニューの講師は、担当する事業、取り組みに関する説明をします。
担当外のことについては、説明等ができない場合があります。
- ④講座メニューの実施日時については、市役所の業務の都合等により、ご希望に添えない場合があります。



詳細はこちら

加東市市政出前講座について

<http://www.city.kato.lg.jp/shiseijoho/about/1457747660578.html>



問 まちづくり政策部企画政策課(庁舎4階) 担当:白井隆寛
☎43-0389 FAX42-5055 〒673-1493 加東市社50
✉kikaku@city.kato.lg.jp

6月23日から29日まで 男女共同参画週間

「男女共同参『学』」
「知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる」

男女共同参画社会とは、私たち一人ひとりが、性別にかかわらず、個人として尊重され、責任を分かち合い、互いに協力してその個性と能力を十分に発揮できる社会です。

「女だから」「男だから」という固定化された意識や慣行にとらわれることなく、誰もが自分の意思でさまざまな活動に参加できる男女共同参画社会の実現は、わが国の重要課題に位置づけられており、男女共同参画に関する理解を深めることを目的として、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定め、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等が全国的に実施されています。

加東市では、6月25日(火)に市内3か所の商業施設で、啓発グッズを配布するキャンペーンを実施します。

問 市民協働部人権協働課(庁舎1階) 担当:小坂淳子 ☎43-0544

市民のみならずと行政との協働によるまちづくりを推進していくうえで、多くの方に市政について理解を深めていただくことは重要です。加東市市政出前講座は、市の職員が講師として地域へ出向き、市の事業や取り組みの内容、知ってお得な話をご紹介することで、多くの方に市政についての理解を深めていただくものです。

加東の市政をお伝えします!!